

障害福祉サービス等の 利用料が免除されます

令和 8 年
11 月
利用分まで

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

まずは事業所等へ
ご相談ください

対象となるサービス

- ・ 障害福祉サービス
(居宅介護、生活介護、短期入所 等)
- ・ 障害児通所支援
(放課後等デイサービス、児童発達支援 等)
- ・ 補装具費

※免除できるのは、利用料のみです。
食費、居住費等の自己負担分については、
支払いが必要となります。

手続き方法

利用されている障害福祉サービス
事業所等へ口頭で申告してください。

※罹災証明書の提示は必要ありません。
※障害福祉サービス事業所等へ申告された
内容について、後日、市が確認を行うこと
があります。

手続きのお問合せ

八代市障がい者支援課 認定給付係

☎ 0965-35-0294